

○共通構造部（協定規則第0号）型式認証実施要領について（依命通達）」（平成31年3月29日付国自審第2109号）

令和8年9月30日改正

国自審第1685号

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
別添 共通構造部(協定規則第0号)型式認証実施要領	別添 共通構造部(協定規則第0号)型式認証実施要領
目次（略）	目次（略）
第1～第4（略）	第1～第4（略）
<u>第5 COP ステートメントに係る証明及び交付</u>	<u>（新設）</u>
第1 用語の定義 (1)～(33)（略） <u>(34) 「装置型式指定実施要領」とは、装置型式指定実施要領について（平成10年11月12日自技第215号、自審第1253号、自環第222号）の別添をいう。</u> <u>(35) 「COP ステートメント」とは、協定規則第0号について、協定の細目1（製造の適合性に関する手続）に基づく製造の適合性に関する証明書をいう。</u>	第1 用語の定義 (1)～(33)（略） <u>（新設）</u>
第2～第4（略）	第2～第4（略）
<u>第5 COP ステートメントに係る証明及び交付</u> <u>型式指定等の申請を行う者は、別添3に定めるところにより、COP ステートメントの交付を申請することができる。</u>	<u>（新設）</u>
別添1 共通構造部（IWVTA）型式指定実施要領	別添1 共通構造部（IWVTA）型式指定実施要領

別表（申請書の添付書面及びその記載要領等）（第4関係）

備考 1 ~ 4 (略)

別記様式 (略)

別添 2 共通構造部 (IWVTA) 型式証明実施要領

別表（申請書の添付書面及びその記載要領等）（第4関係）

備考 1 ~ 4 (略)

別記様式 (略)

別添2 共通構造部（IWVTA）型式証明実施要領

第1～第17 (略)

別表 (申請書の添付書面及びその記載要領等) (第8 関係)

添付書面	記載要領等
1～7 (略)	(略)
8 申請に係る特定共通構造部の品質管理システムに係る業務組織及び実施要領を記載した書面 (申請に係る特定共通構造部に関し、主たる製作工場について申請者が国際標準化機構 (以下「ISO」という。) 第9001号の規格等を取得している場合又はCOPステートメントを取得している場合にあっては、取得している事実を証する書面に代えることができる。)	1 (略) 2 (略) 3 <u>COPステートメントを取得している場合は、当該COPステートメント</u> (写し) を添付すること。
9～13 (略)	(略)

備考1～4 (略)

別紙1～第五号様式 (略)

別記様式 (略)

別添3 COPステートメントに係る証明実施要領

製作者等は、COPステートメントの交付を申請することができる。
COPステートメントの交付申請については、装置型式指定実施要領別紙

第1～第17 (略)

別表 (申請書の添付書面及びその記載要領等) (第8 関係)

添付書面	記載要領等
1～7 (略)	(略)
8 申請に係る特定共通構造部の品質管理システムに係る業務組織及び実施要領を記載した書面 (申請に係る特定共通構造部に関し、主たる製作工場について申請者が国際標準化機構 (以下「ISO」という。) 第9001号の規格等を取得している場合又は協定細目1 (製造の適合性に関する手続き) に基づく適合証明書を取得している場合にあっては、取得している事実を証する書面に代えることができる。)	1 (略) 2 (略) 3 <u>協定細目1に基づく適合証明書を取得している場合は、適合証明書</u> (写し) を添付すること。
9～13 (略)	(略)

備考1～4 (略)

別紙1～第五号様式 (略)

別記様式 (略)

(新設)

4 「COP ステートメント証明実施要領」に準じて取り扱うものとする。この場合において、別紙4中「協定規則」とあるのは「協定規則第0号」と、「特定装置」とあるのは「特定共通構造部」と、「既指定装置型式指定の申請」とあるのは「既指定共通構造部型式指定の申請」と、「装置指定規則第4条第2項第4号及び装置指定規則第4条第2項第5号に規定する書面」とあるのは「共通構造部指定規則第2条第1項第4号及び共通構造部指定規則第2条第1項第5号に規定する書面」と、「装置型式指定規則第8条」とあるのは「共通構造部指定規則第8条」と読み替えるものとする。

附則1～附則2（略）

附則3 共通構造部（IWVTA）型式認証申請書等提出要領

第1～第4（略）

別表（申請書等の添付書面）（第2関係）

	添付書面の名称	提出時の注意事項等
1～8	（略）	（略）
9	申請に係る特定共通構造部の品質管理システムに係る業務組織及び実施要領を記載した書面（申請に係る特定共通構造部に関し、主たる製作工場について申請者が国際標準化機構（以下「ISO」という。）第9001号の規格等を取得している場合又はCOPステートメントを取得している場合においては、取得している事実を証する書面に代えることができる。）	1 （略） 2 （略） 3 申請者が <u>COPステートメントを取得している事実を証する書面</u> であっても差し支えなく、この場合は、 <u>当該COPステートメント</u> （写し）を添付すること。

附則1～附則2（略）

附則3 共通構造部（IWVTA）型式認証申請書等提出要領

第1～第4（略）

別表（申請書等の添付書面）（第2関係）

	添付書面の名称	提出時の注意事項等
1～8	（略）	（略）
9	申請に係る特定共通構造部の品質管理システムに係る業務組織及び実施要領を記載した書面（申請に係る特定共通構造部に関し、主たる製作工場について申請者が国際標準化機構（以下「ISO」という。）第9001号の規格等を取得している場合又は協定細目1（製造の適合性に関する手続き）に基づく適合証明書を取得している場合においては、取得している事実を証する書	1 （略） 2 （略） 3 申請者が <u>協定細目1に基づく適合証明書を取得している事実を証する書面</u> であっても差し支えなく、この場合は、 <u>適合証明書</u> （写し）を添付すること。

10～15	(略)	(略)
備考 (略)		
別紙様式 1 (略)		
附則 4 (略)		
附則 5 電子申請を行う場合の共通構造部 (IWVTA) 諸元表等の書面の作成要領		
第 1～第 3 (略)		
別紙 電子申請を行う際の添付書面作成要領		
1 審査・リコール課関係の申請等に係る添付書面を次表の 1 から 56、59 から 64、 <u>66 から 70 及び 80 から 85</u> に分けて分類する。		
2 各申請等に必要な添付書面のみ提出すること。		
3 電子申請時に添付するファイル形式は PDF 形式とし、ファイル名は次表のとおり (半角、小文字) とする。		
4 45 及び 55 の添付書面については、縮小は行わず原寸大のものを添付すること。		
<u>5 2 の添付書面については、TXT 形式で提出すること。</u>		
<u>6 81 の添付書面については、EXCEL 形式で提出すること。</u>		

項番	添付書面名	ファイル形式	ファイル名
1～64 (略)			
<u>66</u>	<u>第四条第二項の基準に適合することを証する書面</u>	<u>PDF 形式</u>	<u>4jyoulkou</u>
<u>67</u>	<u>特定改造等の実施に係る権利を有していることを証明する書面</u>	<u>PDF 形式</u>	<u>kaizoukenri</u>

	面に代えることができる。)	
10～15	(略)	(略)
備考 (略)		
別紙様式 1 (略)		
附則 4 (略)		
附則 5 電子申請を行う場合の共通構造部 (IWVTA) 諸元表等の書面の作成要領		
第 1～第 3 (略)		
別紙 電子申請を行う際の添付書面作成要領		
1 審査・リコール課関係の申請等に係る添付書面を次表の 1 から 56、59 から 64 に分けて分類する。		
2 各申請等に必要な添付書面のみ提出すること。		
3 電子申請時に添付するファイル形式は PDF 形式とし、ファイル名は次表のとおり (半角、小文字) とする。		
4 45 及び 55 の添付書面については、縮小は行わず原寸大のものを添付すること。		
<u>(新設)</u>		
<u>(新設)</u>		

項番	添付書面名	ファイル形式	ファイル名
1～64 (略)			
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

68	<u>不正行為防止の措置が適切に講じられていることを証する書面</u>	<u>PDF 形式</u>	<u>fuseiboushi</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
69	<u>申請に係る業務管理システムの概要を記載した書面</u>	<u>PDF 形式</u>	<u>systemgaiyou</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
70	<u>変更管理手順</u>	<u>PDF 形式</u>	<u>henkou</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
80	<u>サイバーセキュリティ及びプログラム管理に係る適合証</u>	<u>PDF 形式</u>	<u>cybersecurity</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
81	<u>特定共通構造部（多仕様自動車）の範囲</u>	<u>EXCEL形式</u>	<u>souchihani</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
82	<u>内部統制システムの概要を記載した書面</u>	<u>PDF形式</u>	<u>naibutousei</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
83	<u>FMVSSに適合していることを証する書面</u>	<u>PDF形式</u>	<u>fmvsstekigou</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
84	<u>安全性確保及び公害防止に係る書面</u>	<u>PDF形式</u>	<u>anzenkakuho</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
85	<u>改善措置を行う能力を有することを証する書面</u>	<u>PDF形式</u>	<u>kaizennouryoku</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
附則6（略） <u>附 則（令和8年9月30日付け国自審第1685号）</u> <u>（施行期日）</u> <u>1. 本改正規定は、令和8年9月30日より施行する。</u>				附則6（略） <u>(新設)</u>			